

令和 9 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に係る応募・推薦の申し合わせ

令和 9 年 3 月新規高等学校卒業者に係る就職問題等について、「山梨県高等学校就職問題検討会議」において協議した結果、正常な学校教育の維持及び適正な職業紹介の円滑な推進をはかるため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

1 応募・推薦等について

- (1) 令和 9 年 3 月新規高等学校卒業者の応募・推薦について、推薦開始日から令和 8 年 10 月 14 日までは一人の生徒に同時並行して複数の応募・推薦を不可とするが、令和 8 年 10 月 15 日以降は複数の応募・推薦を可能とする。
なお、生徒の応募機会を確保する観点から、不採用が判明した場合は速やかに次の応募・推薦に努めるものとする。
- (2) 企業側は、令和 8 年 10 月 15 日以降においても採用選考機会の拡大に努める。また、求人が充足・取消となった場合には、速やかに学校及びハローワークへ連絡する。
- (3) 企業側は、複数応募・推薦に伴い、複数の企業から内定を得た生徒側からの採用自体について理解する。

2 求人者の指定校制について

企業側が学校を指定して求人募集を行うことは、均等な就職機会の確保の観点からは望ましくないが、その職種や仕事内容から学校・学科の指定等に一定の合理性が認められる場合があることを考慮し、可能な限り求人の共有化を進めることにより、生徒の就職機会の均等を図る。

3 高校求人の確保について

応募・推薦については上記 1 に示したとおりとするが、当該申し合わせを履行する上で、求人の確保は必要不可欠であるため、企業・学校・行政においては新規高等学校卒業者の求人確保に最大限努力する。

4 応募に係る採否通知について

企業側は、応募に対する採否について、可能な限り速やかに応募者（学校を含む。）に通知するよう最大限協力する。

5 応募前職場見学について

企業側は、募集する求人の職種やその仕事内容を生徒が理解しやすくなるよう、職場見学が可能となるよう配慮する。

生徒は、自身の適性を探求するため、また、応募に向けての意思を醸成するため、可能な限り応募前職場見学を活用し、企業・学校ともこれに最大限協力する。

6 採用選考について

企業側は、オンラインの活用による採用選考活動の実施に際しては、生徒や学校等に過度な負担が生じないよう個々の事情に配慮し、学校と事前調整した上で最大限柔軟な対応をする。また、学校との調整に際しては、学校ごとに通信環境や会場確保、教員の対応が難しい場合もあることに留意し、オンライン対応の可否を選考の基準とする等、不利益な取扱いを行わないようにする。

令和 8 年 3 月 31 日

山 梨 県 労働 局
公 共 職 業 安 定 所
山 梨 県 教 育 委 員 会
山 梨 県 高 等 学 校 長 協 会
山 梨 県 高 等 学 校 教 育 研 究 会 進 路 指 導 部 会
山 梨 県 経 営 者 協 会
山 梨 県 商 工 会 議 所 連 合 会
山 梨 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
山 梨 県 商 工 会 連 合 会